

令和5年1月1日より市独自で
貸付対象に寡夫を追加

資金の内容等

資金の種類	貸付対象		資金の内容	貸付上限額
	母子 父子	寡婦 寡夫		
事業開始資金	母・父	本人	本市内で事業を始めるために必要な設備、材料、商品等の購入資金	3,140,000円
事業継続資金	母・父	本人	本市内で現在経営中の事業を継続するために必要な材料等の購入資金又は事業の拡張資金	1,570,000円
技能習得資金	母・父	本人	就職、事業開始するための知識、技能を習得する際又は高等学校に就学する際に必要な授業料、実習費等の資金	月額 68,000円
就職支度資金	母・父 又は 児童	本人（子は対象外）	就職するために必要な被服、身の回り品及び通勤用自動車購入資金	330,000円
住宅資金	母・父	本人	現在住んでいる住宅を増改築及び補修するために必要な資金	2,000,000円
転宅資金	母・父	本人	住居の移転に伴う敷金などの一時金や運送費にあてるための資金	260,000円
結婚資金 *借受人 母・父のみ	児童	子	扶養している児童・子の婚姻に必要な資金	300,000円
生活資金	母・父	本人 ④は対象外	① 技能習得中 ② 医療介護期間中 ③ 離職から1年以内の失業期間中 ④ ひとり親家庭となって7年未満の期間中の生活資金	①月額 141,000円 ②③④ 月額 105,000円
医療介護資金 *借受人 母・父のみ	母・父 又は 児童	本人（子は対象外）	医療又は介護を受けるために必要な資金で健康保険・介護保険の自己負担分その他必要経費にあてるための資金	医療 340,000円 介護 500,000円
修学資金	児童	子	高等学校、大学、大学院又は専修学校に就学中の学費等に必要な資金	月額 183,000円
就学支度資金	児童	子	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、各種学校等へ入学する際の入学資金	590,000円
修業資金	児童	子	就職、事業開始するために必要な知識、技能を習得する際に必要な授業料、実習費等の資金	月額 68,000円

※貸付条件や所得状況等により、貸付上限額は変わります。